**令和５年度　伊平屋村国民健康保険収納対策緊急プラン**

１　滞納状況の解消及び納期内納付の勧奨

（１）他保険加入者の発見に努め、資格喪失届の早期提出を勧奨する。

・村内の各事業所と連携を密にし、他保険への加入状況の把握に努め、国保勧奨する。

・加入届出遅延者に対して、村広報誌等を活用し、加入手続き及び遡及賦課の周知徹底を図る。

・文書返戻が続く等、生活状況の確認ができない場合は、『伊平屋村国民健康保険居所不明被保険者取扱要綱』に従い、非現住による職権処理につなげ、資格喪失処理を行う。

・所得未申告者のリストを作成し、文書や電話勧奨、臨戸訪問等にて、申告の勧奨をする。

（２）納期内納付の強化

・会計課（税務主管課）との連携を密にし、各字公民館での集合徴収や訪問徴収時に納期内納付の勧奨に努めることや納付書発送時にチラシ等を配布し、納期内納付を推進していく。

２　人員の増員等の取り組みについて

・滞納問題を全庁的な問題として捉える必要から、各種税及び料金をあわせて、既存電算システムの滞納管理を整備し、また、庁内で緊密な連携を図り、効果的な徴収を図る。

・滞納処分関連の各研修会や講習会等へ職員を派遣し知識や能力向上に努めること。

・徴収強化期間及び必要に応じて徴収強化班を組織する。

３　徴収方法の改善等の取り組みについて

（１）短期証及び資格証明書の発行を実施

・短期被保険者証の交付により、滞納者との接触の機会をつくり、納付相談を行う。また、納付指導に応じなかった者には資格証明書を交付する。

（２）口座振替の勧奨を実施

・口座振替は効率的な収納業務の推進を図る上でもっとも効果的である。今後は口座振替を国保の最重要課題と位置づけ、国保担当や収納事務員との連携を密にし、一層の取組強化を図る。

・村広報誌、世帯への勧奨通知等を行うなど口座振替を推進していく。

（３） 収納強化月間を実施及び収納対策会議の実施

・１１月、２月を収納強化月間と位置づけ、電話催促、訪問徴収等を組み合わせた効果的な収納対策に努める。

４　滞納処分の実施

（１）長期滞納者の財産・預貯金等の調査を行い、差押え処分を行う。

（２）本村各徴収担当課の情報を共有し滞納処分を強化する。

（３）長期滞納者や分割納付不履行の者に対しては、誓約書及び納税相談に基づき各現金給付や還付金などを滞納分へ充当する。